

## リノベーション工事内容

子育て・若年世帯に適した住環境に改善する工事、新しい生活様式に対応する工事として、次のいずれかに該当する改修工事を実施する必要があります。

補助対象工事内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・間取りの変更を伴う工事</li><li>・和室の洋室化（カーペット床のフローリング化を含む）</li><li>・ユニットバスの入れ替え</li><li>・システムキッチンの入れ替え</li><li>・洗面台の入れ替え</li><li>・便器の入れ替え</li><li>・収納室（ウォークインクローゼット）の追加</li><li>・部屋全体の二重窓の取り付け</li><li>・玄関扉の引戸化</li><li>・間取りの変更を伴うワークスペースを確保するための工事</li><li>・玄関への手洗い場の新設</li></ul>

(注) 壁紙の張替え、畳表替等の工事は対象となりません。